

丸文松島汽船株式会社 作業基準

平成18年12月14日

丸文松島汽船株式会社

目次

- 第1章 目的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物等の取扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は安全管理規程に基づき、塩釜～松島航路、松島～松島航路、塩釜～大高森～松島航路、塩釜～寒風沢～野の島～松島、及び塩釜～塩釜航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者又は運航管理補助者は、陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し等の作業を実施する。

ただし、馬放島、桂島、寒風沢、野の島、大高森桟橋においては適用しない。

2 船長は、船内作業員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時ににおける諸作業を実施する。ただし、馬放島、桂島、寒風沢、野の島、大高森桟橋においては陸上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸も実施する。

3 乗組員以外の者が、船内で作業に従事する場合は、船長の指揮を受けるものとする。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、危険物船舶輸送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

ただし、馬放島、桂島、寒風沢、野の島及び大高森桟橋においては「陸上作業員又は」「運航管理者又は」を適用しない。

4 船長及び陸上作業員は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者に報告するものとする。ただし、馬放島、桂島、寒風沢、野の島及び大高森桟橋においては「及び陸上作業員」を適用しない。

第4章 乗下船作業

(塩釜・松島における乗船作業)

第4条 旅客の乗船は原則として離岸20分前からとする。

2 異なる20分前になったときは船内作業員は舷門を開放し、運航管理補助者に旅客の乗船を開始するよう合図をする。

3 運航管理補助者は旅客を乗船口に誘導する。

4 運航管理補助者及び船内作業員は乗船旅客数（無賃幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、船内作業員は船長に乗船旅客数を報告する。

(馬放島、桂島、寒風沢、野の島、大高森における乗船作業)

第4条の2 旅客の乗船は原則として離岸10分前とする。

2 離岸10分前になったときは船内作業員は舷門を開放し、旅客の乗船を開始する。

3 船内作業員は乗船旅客数（無賃幼児を含む）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して船長に報告する。

4 船長は乗船旅客数を運航管理者へ連絡する。

(塩釜・松島における離岸作業)

第5条 運航管理補助者は離岸・出港を放送させる（発航の合図をさせる）とともに見送り人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、岸壁上の状況が離岸に支障のないことを確認して、その旨を船内作業員に連絡し、綱取係員を所定の位置に配置する。

2 運航管理補助者は船長の指示により綱取係員を指揮して迅速、確実に係留索を放す。

(馬放島、桂島、寒風沢、野の島、大高森における離岸作業)

第5条の2 船内作業員は旅客の乗船が完了したときは、その旨を船長に報告し、船長の指示により迅速に離岸作業を行う。

(塩釜・松島における着岸作業)

第6条 運航管理補助者は船舶着岸時刻5分前までに綱取りその他の作業に必要な作業員を配置する。

2 運航管理補助者は綱取係員を指揮して迅速、確実綱取作業を実施する。

この場合、運航管理補助者は作業員が係留索の急緊張等により危害を受けることのないよう十分注意する。

3 船内作業員は船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(馬放島、桂島、寒風沢、野の島、大高森における着岸作業)

第6条の2 船内作業員は接岸後、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

(係留中の保安)

第7条 船長及び運航管理者又は運航管理補助者は係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、タラップ又は歩み板の保安に十分留意する。

(塩釜・松島における下船作業)

第8条 船長は船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨、運航管理補助者及び船内作業員に合図する。

2 船内作業員は運航管理補助者と協力し、必要に応じてタラップ又は歩み板を架設を確認後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。

(馬放島、桂島、寒風沢、野の島、大高森における下船作業)

第8条の2 船長は船体が完全に着岸したことを確認して、その旨、船内作業員に合図する。

2 船内作業員はタラップ又は歩み板を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者又は運航管理補助者は乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等によ

り周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の指示に従うこと。
- (2) 船内においては乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関する旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項の周知)

第10条 船長は船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項。
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法。
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）。
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報。
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。